

研修アンケート

研修の受講お疲れ様でした。

今後の社内研修に反映させて参りますのでご感想をご記入下さい。

研修で学んだことをご記入下さい

・インボイス制度の概要について

研修の中で、実際に活かせる点をご記入下さい

- ・登録申請書の提出期限は2023年3月31日。この期限までに申請登録しなかった場合は10月1日から適格請求書を発行できず、適格請求書を発行できるのは翌事業年度になってしまう。
- ・課税事業者であっても適格請求書発行事業者の登録をすることが必要であり、登録していないと免税事業者と同様に適格請求書を発行できない。
- ・経過措置として、令和5年10月1日～令和11年9月30日まで、免税事業者等からの課税仕入れについて一定割合を仕入控除税額とみなして控除できる経過措置が設けられている。
- ・簡易課税を選択している事業者は消費税負担に影響がないため、支払先のインボイス登録の確認、インボイスの保管などが不要になる。事務負担軽減のためには簡易課税が望ましい。
- ・免税事業者は、取引先との関係を考慮して登録申請を検討する必要がある。免税事業者が、インボイス制度開始である令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けると、登録日から課税事業者になる経過措置が設けられおり、令和5年10月1日以後に行う取引について納税義務を負うことになる。

質問事項・疑問点・意見をご記入下さい

特にありません。

感想をご記入下さい

基準期間の課税売上が5,000万円以下の場合、簡易又は原則の有利判定を行う際には、消費税額の負担額だけでなく、インボイス制度による事務負担も考慮に入れて判定しなければならないなど、今まで以上に慎重に判断をしなければならないと感じました。インボイス制度をしっかりと理解していないと請求書の確認・入力、消費税の申告を間違ってしまう可能性があるため、今回の研修をしっかりと復習して理解するようにしたいと思います。

ご記入ありがとうございました！

